同時代史学会 News Letter

第 25 号 (2014 年 11 月) ISSN 1347-7587

2014 年度年次大会 「復帰」後の沖縄を歴史化する

施政権返還から 40 年を越えたいま、沖縄では「復帰」の是非をあらためて問いかける議論が興っている。「復帰」40 周年を迎えた 2012 年 5 月、すでに沖縄の地元紙は、「本土と沖縄の心理的な距離は、今が一番開いている」と表現した。鳩山政権の「迷走」後、新型輸送機「オスプレイ」の強行配備をはじめ、「心理的な距離」をむしろ広げる政策が民主党政権下で展開されていたからである。しかも翌年には、安倍自民党政権が講和条約発効日の 4 月 28 日を「主権回復の日」として言祝ぎ、この日を「屈辱の日」と記憶する沖縄の歴史意識を逆撫でして怒りを増幅させた。このように沖縄を軽視した日本政府の対応とそれを許す日本社会に向けて、沖縄では近年、この状況を「構造的沖縄差別」と指弾する議論が恒常化し、本土「日本人」による「沖縄人」への(民族的)差別に絶望して「独立」を高唱する言説も力を得つつある。

もちろん、そのような意識の変化の根底にあるのは、基地問題の先鋭化である。昨年12月、仲井真弘多沖縄県知事は、政権の強い要請をのんで、名護市辺野古沿岸に米軍の新基地を建設するための国の埋め立て申請を承認した。これに対して、名護市民は今年、1月の市長選挙で新基地建設に一貫して反対する現職の稲嶺進を再選させ、9月の市議会議員選挙でも市長与党に多数を与えた。11月には県知事選が行われるが、政府は知事選前に建設の既成事実を作ろうと躍起になっている――沖縄の基地問題は、こうして大きな山場を迎えようとしている。

だが、普天間/辺野古の地名で名指される当の問題は、「沖縄(の)問題」ではない。 それは日本の戦後体制の柱のひとつである日米安全保障体制そのものに根ざす問題で あると同時に、戦後体制のなかで自明視されてきた「国民」の内実を鋭く問い質して もいる。それゆえ沖縄の基地問題は、現時の「日本問題」の中核にある。冷戦後の日 米関係と基地問題に対して大きな政治的選択を迫られているいま、ここに至る同時代 史について根本的な再検討が求められる所以である。復帰後の沖縄のあり方をあらた めて問い直し、歴史的な視野において検討してみることは、本土にいる私たちにこそ、 急務の課題ではないだろうか。

そこで今回の大会では、政治、経済、そして社会という 3 つの切り口を軸として、 沖縄の「復帰」後史を歴史化する作業を試みたい。

沖縄は本土と異なり、保守対革新の政治構造が持続していると長らく言われてきたが、その形成過程自体も、本土「戦後史」とは異なった軌跡を持つ。平良好利氏には、1950年代の「島ぐるみ闘争」を経て60年代に形成された支配体制にそって、現在につながる沖縄の保守層が形成され、復帰後沖縄の政治を規定してきた構図について検討していただく。そこからは、政治構造が溶解しつつある沖縄の現状を理解するための視点も得られよう。

米軍基地を維持することは、日本政府にとり、沖縄政策の中枢の課題であった。それが何を生み、何を沖縄にもたらしたのか。川瀬光義氏の報告では、政府の最大の手段であった財政政策を焦点として、復帰後の沖縄に対する日本の支配様式の展開を分析していただく。常に国家と地域の交渉の現場であり続けてきた地方財政の推移からは、支配のベクトルだけではなく、沖縄社会の変容も垣間見られるだろう。

近年のグローバル化の圧力の下、復帰後沖縄の政治・経済の構図はこうして大きな変容を見せている。沖縄社会の意識や文化もまた、この激変と無関係ではあり得ない。 戸邉秀明氏の報告では、沖縄戦や「独立」をめぐる議論の変遷を中心に据えながら、 この 20 年の沖縄の社会意識の推移について見通していただく。沖縄内部の差異や齟齬 の確認にとどまらず、本土メディアによる沖縄への倒錯した依存関係をも問いに付し、 それを乗り越えようとする沖縄の模索にも注目してみたい。

以上の報告に加え、沖縄の同時代史をより広い文脈に位置づけるために、米比関係 史の観点から中野聡氏に、福島にあって自治体・地域社会の歴史的展開を考えている 荒木田岳氏から、それぞれコメントをいただく。一方では、この地域を圧倒的に規定してきたアメリカという存在とその影の広がりから、他方では、近代以来構造化されてきたこの社会の中央ー地方関係が劣化・崩壊するただ中から、沖縄への問いを得ることで、論点をいっそう掘り下げ、会場との議論へとつなげていきたい。

多くの方のご参加を御願いする。

報告1: 戦後沖縄における「保守」とは何か 平良好利(獨協大学)

報告2: 基地維持財政政策からみた日本 川瀬光義(京都府立大学)報告3: 現代沖縄の自己認識の変容と日本社会 戸邉秀明(東京経済大学)

コメント:中野 聡(一橋大学) 荒木田岳(福島大学)

自由論題報告タイトル

第1グループ

黒崎輝「日本核武装研究(1968年)とは何だったか?——米国政府の分析との比較の視点から——|

田川陽南「1970年代の長崎市平和運動に見る忘却」

第2グループ

秋山かおり「太平洋戦争下ハワイでの交差する虜囚たち――ホノウリウリ抑留所 における日系人抑留者と日本人捕虜を中心に」

中立悠紀「戦犯を支えた者達――法務調査課と戦争受刑者世話会」

第3グループ

李英美「戦後日本の出入国管理政策——大村収容所の成立を事例に——」 陳激「新日中民間漁業協定について」

会場:東京経済大学2号館1階 最寄り駅:JR国分寺駅 日時:2014年12月6日(土)10:00~17:30(9:30受付開始)

資料代:500円

※13:00~13:30 まで総会を開催します。ご参加下さい。

※大会終了後、懇親会を予定しております。

<全体会報告要旨>

戦後沖縄における「保守」とは何か

平良好利

「保守分裂」とか「オール沖縄」という言葉が最近浮上していることから分かるように、いま沖縄の政治構造は大きく変動している。この大きな変動の内実は何なのか、また何に起因するものなのかを理解するためには、やはり戦後の沖縄政治がたどってきたその足跡を、いま一度検討する必要があるのではないか。本報告では、27年間の米国統治の時代を経て、日本復帰から今日に至るまでの沖縄政治の特徴を考察することを通じて、この構造変化の中身を考えてみたい。特に、沖縄で「保守」といわれてきた政治勢力に焦点をあて、その変遷と特質を抽出してみたい。

日本(本土)とは異なる政治空間で生み出された沖縄の「保守」とは一体何なのか、また「保守」政治とは何だったのか、あるいは 1972 年の日本復帰を経てどのように変わったのか、変わらなかったのか、さらにはその「保守」政治がいま金属疲労を起こしているのか否かなど、これらの問いを探ってみたい。

川瀬光義

国の基本政策として日米安保条約を是認しているからには、条約上の義務である基地提供の負担をどのように分かち合うかについて、日本全体の課題として検討されなければならないはずである。ところが日本政府は、基地設置の対象となった自治体が受け入れるかどうかに問題を矮小化し、当該自治体が条件不利地域にあるという'弱み'につけ込んでお金の力で「同意」を獲得する方策を常套手段としてきた。しかしそれは、政策の正当性を丁寧に説明して同意を得る自信がないことの裏返しであり、それ故財政政策としても様々な問題を有している。本報告では、沖縄を主たる事例として、こうした政策の特徴を「地域差別の隠蔽」という視点から解明する。とくに、普天間飛行場撤去の前提条件として名護市辺野古への新基地建設に政府が取組み始めた1990年代半ば以降に注目し、従前の施策では明確でなかった地域差別性が顕在化してくる過程を浮き彫りにすることとしたい。

現代沖縄の自己認識の変容と日本社会

戸邉秀明

本報告は、1990年代以降の沖縄をめぐる議論の状況を概括し、その歴史的位置を明らかにすることを目的とする。具体的には、①90年代以降に本格化するグローバル化のなかで沖縄の自己認識がどのように変化しているか、「独立」と「アメリカ」・「琉球王国」をめぐる議論の変化に注意して検討する。②次いで、その議論の構図と変化の仕方が、日本社会の自他認識の変貌とどのように相関しているかを検討する。③最後に、日本と沖縄の間の屈折しながら絡まり合う議論状況に対して、いかなる批判的介入がなしうるのかを、特に「沖縄戦」をめぐる研究のなかから聴き取る。これらの作業から、沖縄「復帰後」史を、そして1970年代以降の同時代史をどう描くか、という課題を提示してみたい。なおこの報告は、拙稿「現代沖縄民衆の歴史意識と主体性」(2012年度歴史科学協議会大会報告、『歴史評論』758号、2013年6月)で検討した論点を、さらに掘りさげる試みとなる。

同時代史学会·第35回研究会

「公害・食の安全に関する歴史的問題――映画『食卓の肖像』から考える」(2014年3月1日 立教大学池袋キャンパス14号館3階 301 教室)

<講演要旨>

カネミ油症の被害者たちから聞き取りして

金子サトシ(映画監督)

皆さんは「カネミ油症事件」をご存知でしょうか。 1968年、福岡、長崎をはじめ、西日本一帯で、カネミ倉庫株式会社が製造した食用油、「カネミライスオイル」を食した人たちが様々な健康被害を訴えたものです。被害者数は国による実態調査自体が行われてきていませんので正確には分かりませんが、当時、保健所などに食したと届け出た人だけでも 154 千人におよんでいて、戦後最大級の食品公害事件と言われています。

私が、カネミ油症の被害者の人達の聞き取りを始めたのは、2000年です。東京で開催された、あるNGO団体が主催の、カネミ油症被害とはなんだったのかを考えるシンポジウムに参加し、何十年も前に起こった食品公害事件の被害がいまだに続いていることを知り、衝撃を受けました。そして、そのNGO団体の人達が、カネミ油症の被害者が多い現地である長崎県五島列島に行き、自分達で被害の実態を調査する「自主検診」を行なう予定であることを聞き、思わず、飛び入りのボランティアで参加させてくださいと言ってしまったのです。そして、2000年8月、その「自主検診」調査団の一員として五島列島へ行きました。

全く飛び入りで参加したので、撮影できるか否かも分からなかったのですが、小さいデジタルビデオカメラをカバンに入れて行きました。そこで、自らも被害者であり、被害者救済運動を中心になってされてきた矢野忠義さん、トヨコさん夫妻と知り合い、トヨコさんの豪快な人柄に強烈な印象を受けました。撮影は不可の被害者の方達もいたのですが、矢野夫妻はどんどん撮りなさいという感じでしたので、撮影しました。その際、矢野夫妻を始め、被害者の方たちから、深刻な健康被害がいまだに続いていること、また子どもや孫といった次世代にまで健康被害が生じていることを聞き、驚き、これはきちんと記録しておかないといけないと考えました。

その後、しばらくは他の仕事などをしていたのですが、2005 年頃、カネミ油症の集会に再び、参加し、矢野夫妻とも再会しました。実は、当初は、矢野トヨコさんを中心にした映画をつくろうと思っていたのですが、再会した頃にはトヨコさんの病状はかなり悪化していて、入退院を繰り返したりされていて、トヨコさんを中心に追いかけるのは考え直し、とにかく他の被害者の人達のインタビューを進めていきました。

その頃は、あくまでカネミ油症の被害についてに絞った作品をつくろうと思ってい

ました。しかし、インタビューをしていくと、被害の話だけでなく、被害にあってからどのような人生を送ってきたかなど、いろいろな話が取材した人達の口から出ました。それを聞き直してみると、こうしたそれぞれの人生の話はカネミ油症と別のこととしてあるのではなく、それぞれの方の中で結び付いてあるのではないかと思えて来て、こうしたいろいろなエピソードを盛り込んだ方がより立体的にカネミ油症被害とはなんであるのかも浮かび上がらせることになるのではないかと思えて来ました。特に、カネミ油症を体験したことで、食生活がどのように変わったか(なるべく添加物が入っていない自然のものを食するようになったなど)を語る被害者の話は、食品公害とは被害者にとってどういうものなのかを示唆しているもののように思えて来ました。そこから、カネミ油症とは決して過去の問題ではなく、今に繋がる身近な食の問題なのかもしれないと考えました。そうした視点を入れてまとめたのがこの『食卓の肖像』という作品です。

カネミ油症事件とは

概要

1968年に、福岡、長崎、広島、山口、佐賀など西日本一帯で発覚した戦後最大の食品公害事件。福岡県北九州市にあるカネミ倉庫株式会社が販売していた食用油、カネミライスオイルを食した人々が健康被害を訴え、翌年までに約1万4千人が保健所などに届け出た。

顔面などへの色素沈着や塩素挫瘡(クロルアクネ)など肌の異常、頭痛、肝機能障害などを引き起こした。また、被害者の母親から皮膚に色素が沈着した状態の赤ちゃんが産まれ、「黒い赤ちゃん」としてニュースで騒がれた。

年表

1968 年

2月 カネミ倉庫の「ダーク油」を添加した飼料で鶏が大量死するダーク油事件が発生。 春頃より、西日本各地で、原因不明の身体症状を訴える人達が出てくる。

10月 新聞報道で「カネミ油症事件」発覚。(カネミライスオイルを食したために多くの人達に健康被害が起こっていることが報道される。)

1969 年

2月 民事裁判が始まる。

1970年

11月 全国統一民事訴訟第一陣が国やカネミ倉庫などを提訴。以降、順次提訴。

1984年~85年

一部訴訟の下級審で国に勝訴。原告に仮払金が支払われる。

1987年

原告が原因企業と和解。国への訴えを取り下げる。

1997年

国が一斉に仮払金返還の調停を申し立てる。

2000年

市民団体主催で、長崎県五島列島でカネミ油症被害者の人達の「自主検診」(団長・水 俣学の原田正純先生)が行われる。この「自主検診」に金子が参加し、カネミ油症被 害者の聞き取りを始める。

2002年

坂口力厚生労働大臣が国会答弁でカネミ油症の原因物質がPCBだけでなくダイオキシン類であることを正式に認める。

6月 カネミ油症被害者支援センター設立。金子も会員になり、被害者の人達の支援活動に携わる。

2004年

4月 日本弁護士連合会に被害者の人達が人権救済を申し立てる。

9月 認定の診断基準が一部、改定される。

2006年

この頃より、金子は、被害者の人達のお宅にまで伺い、ビデオによる聞き取り取材を 始めるようになる。(それ以前に集会の記録などは撮影していた。)

2007年

6月 仮払金返還債権を免除する特例法が国会で可決、成立。

2010年

8月 『食卓の肖像』の最初の完成上映会が東京都内で開催される。

2012年

8月 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が国会で可決、成立。

〈上映〉

『食卓の肖像』 1 時間 4 3 分/デジタル

製作・監督:金子サトシ

撮影:内野敏郎/金子サトシ/福本淳

整音:伊藤裕規

スーパーバイザー:土屋豊/Our Planet-TV

協力:カネミ油症被害者支援センター/原田正純/保田行雄/古木武次/宿輪敏子/明石昇二郎/川名英之/河野裕昭/奥野安彦/高崎裕士/永尾喜美子/重本善十/渡部寛吾/中内弘治/福島みずほ/阿部知子/仁比そうへい/辻豊史/堀傑ほか

証言者:真柄繁夫/真柄ミドリ/渡部道子/矢野忠義/矢野トヨコ/重本加名代/重本滑代/中内郁子/中内孝一/中内健二/公文喜久恵/矢口哲雄/高山美子

配給:『食卓の肖像』上映委員会/オムロ

宣伝プロデューサー 西田宣善

宣伝 辻野正樹

『食卓の肖像』証言者

1矢野忠義さん、矢野トヨコさん夫妻 福岡県在住。

矢野トヨコさんの前夫は福岡県の炭坑で働いていた。落盤事故で前夫を失い、4人の子供とともに路頭に迷った。それを救ったのが2番目の夫となる矢野忠義さんだった。

しかし、矢野さん一家はカネミ油症被害者になるという新たな苦難に遭遇すること となった。

矢野トヨコさんは自らは認定されていながら未認定患者の発掘運動を積極的にされてきた。トヨコさんは、2008 年、亡くなられた(享年 86 歳)。夫の忠義さんが運動を引き継ぎ、活動している。

2 真柄繁夫さん、真柄ミドリさん夫妻、渡部道子さん(娘) 兵庫県在住。

真柄繁夫さんは海上保安庁に勤務し灯台守だった。日本各地の様々な灯台を家族とともに転勤してきたが、運悪くちょうどカネミ油症が発生した 1968 年の 4 月に五島列島に赴任して大瀬崎灯台などの灯台守をしていて、そこで家族全員、カネミライスオイルを摂取した。

退職後は、兵庫県に住むようになった。

その後、癌になったが男女群島のメシマコブ(サルノコシカケ)が効くのではないかと思い、メシマコブを自らでためしたところ、癌が治った。その経験から自分でメシマコブの工場をつくり、販売するようになった。

娘の道子さんは小学生の時にカネミ油症の被害者になり、様々な身体的な症状で苦 しんできた。

真柄繁夫さんは2008年、交通事故で亡くなられた。享年89歳。

3 重本善十さん、重本加名代さん夫妻、重本澄代さん(娘) 福岡県在住。

重本加名代さんはカネミ油症の未認定被害者。1968年当時、小学生だった。

夫の重本善十さんは自動車修理工場を経営しながら、兼業で農業をやっている。環境への配慮から何年か前から有機農業に切りかえた。また、重本さん夫妻は近くの小学校の校長先生と知り合い、子供達に田植えや稲刈りを体験させたり、加名代さんが小学校に出むいてカネミ油症について子供達に伝えたりして交流している。

4中内郁子さん(母)、中内孝一さん(息子)

高知県在住。

中内郁子さんは 1968 年当時、職場の同僚から健康に良いとカネミライスオイルをプレゼントとしてもらいカネミ油症の被害者になった。その後、結婚して、1971 年、長男の孝一さんが産まれた。

郁子さんはカネミ油症被害者としてすぐに認定された。孝一さんは口唇口蓋裂の症状をかかえて産まれてきた。カネミ油症が原因だと思われるが、孝一さんはいまだに認定されていない。

<報告要旨>

カネミ油症問題の政策論的示唆

宇田和子(福岡工業大学)

本報告の課題は、映画『食卓の肖像』について社会学の立場から評価を試みた上で、カネミ油症問題における補償の現状と課題について明らかにすることにあった。本報告の問いは、第一に、『食卓の肖像』は既存の被害論においてどのように位置づけられるか、第二に、カネミ油症の現在の補償とはいかなるものか、第三に、なぜ不十分な補償が維持されてきたのか、第四に、被害の軽減のためになにが必要かという四つに分節される。

1 『食卓の肖像』は既存の被害論においてどのように位置づけられるか

従来の被害論における代表的な視点には、人びとが経験する個別具体的な被害を共時的・構造的なものとして記述する「被害構造論」と、被害者の生活世界を通時的・個別的に描く「生活史的アプローチ」がある。このうち、『食卓の肖像』の視点は後者に位置づけられると考える。なぜなら、この作品は、事件から長期間が経過した後にそれぞれの選択にもとづいて日々の生活を送っていく被害者の通時的・個別的・能動

的な姿に光を当てているからである。カネミ油症事件の発生まもなく作られたドキュメンタリーやルポルタージュの多くは、事件における身体の破壊や被害者のおかれた社会的状況について、それがいかに悲惨で放置されているかを明らかにしてきたが、『食卓の肖像』においては、これらの情報は控えめにキャプションとして示されるのみであり、描写のほとんどは被害者の食生活や仕事、趣味といった日々の生活に占められる。人びとの生活は、つねに裁判や政治的闘争に彩られているわけではなく、早朝から働いたり、和やかに食卓を囲んだりもする。ただし、カネミ油症の身体的な影響や、これまでの記憶、現在の不自由、将来への不安が日常から消え去ることはない。このように本作品は、多くの公害事件において耳にする「問題は終わっていない」ということの意味を、激しい告発としてではなく、観客たちの日常感覚を通じて理解できるかたちで提示している。

本作品と同様に事件の「その後」に注目した当事者研究に、上岡・大嶋が上梓した『その後の不自由』がある(上岡陽江・大嶋栄子,2010,『その後の不自由:「嵐」のあとを生きる人たち』医学書院)。本書は生活史的アプローチを自覚的に用いたものではないが、依存症や暴力などのトラウマティックな経験を生きのびた女性たちの生活技法について取り上げたものである。本書と、いわば「その後の不自由/自由と選択」を描き出している『食卓の肖像』に共通するのは、事件を経て生命体として生きながらえながら、社会的存在としても生きのびようとする被害者へのまなざしである。本作品は事件から長期間が経過した今日でなければ捉えることのできなかったカネミ油症被害者の多様な「生きのび方」を明らかにしていると言えよう。

2 カネミ油症の現在の補償とはいかなるものか

本作品が 2010 年に発表された後、2012 年には「カネミ油症患者に関する施策の総合的推進に関する法律」(以下、推進法)が成立した。では、推進法によって補償はどのように変化したか。

推進法の成立以前には、原因企業であるカネミ倉庫から認定患者に対して見舞金 23 万円と一部医療費が支給されてきた。政府による補償は存在しなかったが、農水省は 政府米の保管事業の委託料としてカネミ倉庫に年間約 1~2 億円を支払い、間接的に医療費の支払いを支えてきた。

これに加えて、推進法の成立以後は、厚生労働省から健康調査支援金として年 19 万円、カネミ倉庫から年 5 万円の一時金が支払われることになった。一時金の負担によってカネミ倉庫の財政が圧迫されることから、農水省は政府米の保管委託を拡大した。このように、推進法によって支給金額は増えたが、現在の補償には以下の三つの問題点がある。すなわち、一貫して「一時金」「協力金」「見舞金」などの表現による加

害責任を認めない慈恵的な給付でしかないこと、熊本水俣病や森永ヒ素ミルク中毒といった類似事例の補償と比べて金額が著しく低いこと、推進法制定後も政府から加害企業への非倫理的な経済支援が継続されていることである。

3 なぜ不十分な補償が維持されてきたのか

このような補償が維持されてきた要因には、第一に、被害者の沈黙がある。被害者は差別を回避しようと被害を隠す。また、原因が市場に流通する食品ゆえに被害の地域集積性が低く、被害者はそもそも自分が被害者であることを知り得なかったり、同じ症状をもつ仲間を見つけられなかったりする。このことは集団としての運動形成の困難さをもたらした。さらに、一連の裁判の過程で、原告となった被害者は国から仮払金を受け取ったが、1987年の訴えの取り下げによって仮払金の返還義務が生じ、国から「借金」をしているという負い目から口をつぐむようになる。加えて、カネミ倉庫以外には医療費を請求できる主体がいないため、カネミ倉庫を倒産させないよう責任追及が控えられることもあった。責任意識の逆転とでも言うべき、被害者が加害者をかばう事態が生じたのである。

第二に、厚生労働省とカネミ倉庫による責任回避がある。これまで、厚労省は「法律に則って可能な範囲で対処している」と主張し、カネミ倉庫は「倒産しない範囲で医療費を支払っている」と、双方ができる限りのことはしていると主張してきた。言い換えれば、これは「これ以上はできない」という主張でもある。とはいえ、本来的な被害者救済を志向すれば、カネミ倉庫への事業委託金を被害者に直接支払うようにするとか、カネミ倉庫を倒産させて公的な補償を実現するとかの代替策がありうるはずだが、これらは考慮されてこなかった。厚労省とカネミ倉庫は、このような「方便としての限定的責任の引き受け」によって自らの行為を正当化し、被害者の補償要求を封じ込めてきたのである。

第三に、「食品公害」をめぐる制度的空白がある。食中毒事件の対処法となるのは食品衛生法であるが、本法の主眼は食中毒の発生防止にあり、事件発生後に被害を補償するための規定がない。また、被害者に対する補償規定がある公害関連法は、法的には「食品公害」という事態そのものが存在しないことになっているため、カネミ油症は本法の適用対象とならない。

4 被害の軽減のためになにが必要か

「食品公害」は社会に広く普及した用語であり、学術論文においても自明のことば として用いられてきた。さらに、カネミ油症と公害病の間には、企業の生産活動の随 伴的帰結であること、慢性疾患が次世代にまで続くこと、被害の構造に類似性がある ことなどの共通性が見られる。加えて、典型的な「食中毒」と「食品公害」の間には、原因、期間、被害の範囲に相違がある。よって本報告では、一般的な食中毒とは区別される食品の汚染問題として、「食品公害」という事態があることを認識すべきだと主張する。

カネミ油症にしろ、森永ヒ素ミルク事件にしろ、一般に「食品公害」と呼ばれても法的には公害ではない問題は、公的救済の枠組みから排除されてきた。そのため被害者らは、加害企業や政府との対立関係において補償を要求し、責任を認めさせ、交渉が決裂すれば裁判を起こさなければならなかった。このことは、これから同種の食品汚染として加害企業が十分な資力をもたず法的な補償規定もないような被害が発生したとき、被害者が補償要求と権利回復のために病んだ身体を抱えて長期間の運動を展開しなければならないことを意味する。つまり、過去の「食品公害」の教訓がくまれることなく「食品公害」という問題認識とこれに対する制度政策が欠落していることが、将来の食品公害被害者に対する無為無策をもたらしているのである。そこで、以下では食品公害被害に対応する政策の一つとして、「食品公害被害者救済基金」の制度化を提言したい。

食品公害被害者救済基金とは、食品公害の原因および責任企業が特定困難であるか、企業が倒産するか無資力で補償を行えない場合に、加害企業に代わって経済的補償を行うための基金である。拠出者は、食品および食品容器・食品製造機器の製造・保管・販売にかかわる企業、食品添加物または食品製造工程で使用する化学物質を製造・販売する企業、かつて直接的/間接的に食品汚染に関与した企業とする。第三の拠出主体を除いて試算しても、食品衛生法によって営業許可を受けた250万2,829施設(2012年度現在。e-Stat, http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469,2014.3.1 閲覧)から仮に1,000円を徴収すれば、年間約25億円にのぼる基金が確保されることになる。

給付は過去に被害を受けた者に遡及的に行われるとともに、将来において被害を受けた者も対象とする。また、被害の発覚後、民事責任、国家賠償責任とは切り離して基金から医療費・生活保証金等を給付する。責任者が明らかになり、賠償能力があることがわかった場合には、責任当事者より補償を行い、かつ基金から被害者に支払われた給付金額を返還・補填する。この基金の利点は、民事責任や国家賠償責任と切り離して迅速な被害者救済が行えることにある。さらに、食品公害の特徴である責任者の特定の困難さや、中小零細企業が多いがゆえに企業が賠償能力を有さないことを想定し、これらの場合でも補償を可能にする。食品公害という独特の問題に対応するためには、以上のような制度を設計する必要がある。

最後に、報告の機会を与えてくださった同時代史学会および立教大学共生社会研究

センターの皆様、とりわけ企画運営においてお世話になった木村智哉さん、川口悠子 さんに記して感謝いたします。

<参加記>

田島 佑弥(埼玉県立幸手桜高校教諭)

2014年3月1日(土)、立教大学共生社会研究センターとの共催の下、第35回研究会が同大学において開催された。今回のテーマは、カネミ油症事件を題材に「公害・食の安全に関する歴史的問題――映画『食卓の肖像』から考える」と設定され、本研究会において初の試みとされる映画上映が盛り込まれた。内容は、映画『食卓の肖像』を鑑賞の後、同作品の監督である金子サトシ氏による講演「カネミ油症の被害者たちから聞き取りして」、次いで宇田和子氏による研究報告「カネミ油症問題の政策論的示唆――食中毒と公害の枠組みを超えて」といったものであった。

カネミ油症事件とは、1968年に福岡、長崎など西日本一帯でカネミ倉庫株式会社が製造販売していた食用油「カネミライスオイル」を食した人がさまざまな健康被害を訴えた食品公害事件である。発覚から翌年までに約14,000人が保健所などに届け出た被害の大きさから「戦後最大級の食品公害事件」とも言われるカネミ油症事件であるが、現在でも新認定裁判が行われるなど、補償や認定をめぐって未だに多くの問題を残している。

今回鑑賞した映画『食卓の肖像』は、監督である金子サトシ氏が2000年から10年間にわたって行ったカネミ油症被害者へのインタビューや聞き取り取材をもとに製作したドキュメンタリー映画である。映画では、油症患者による当時の話から現在に至るまでの様子が撮影され、発覚から40年経った現在でも苦しむ被害者の姿が切実と伝えられていた。続く金子氏の講演では、『食卓の肖像』の解説や金子氏がカネミ油症事件に関わった経緯とカネミ油症事件の現在の状況が語られた。

宇田和子氏の研究報告では、社会学の見地からカネミ油症問題の分析と今後の「食品公害」という問題認識に向けての提言がなされた。詳細は報告概要に譲るが、宇田氏が報告において最も強調していたのは、「食品公害」をめぐる法制度的空白という点であった。すなわち、「食品公害」と言われるものが現行法では典型七公害に規定される「公害」としてではなく「食中毒」として扱われるが故に、補償の規定がある公害関連法が適用されずに現在に至っても不十分に補償が維持されつづけているという問題点である。カネミ油症事件の場合、こうした「食品公害」をめぐる法制度的空白に加え、被害の地域的拡散や差別の忌避による被害者側の沈黙、2012 年に推進法(救済法)が成立したにもかかわらず、政府とカネミ倉庫による責任回避の正当化が

継続していることから、不十分な補償が現在も維持されつづけていると宇田氏は分析

する。宇田氏はこのような現状に対して、「食品公害被害者救済基金」を柱とした食品公害被害者救済法の構想を提案すると同時に、「食品公害」を典型七公害にみられる「公害」とは別の独自の枠組みとして設定し、法的制度を構築していく必要性があると述べた。

以上の上映、講演と研究報告を踏まえて討議が行われた。討議での議論のすべてを紹介することは出来ないが、大きく2つの論点に着目して述べたい。一つは加害意識/被害意識の問題に関して、もう一つはカネミ油症事件および「食品公害」が提起する「食」という問題についてである。

一つめの論点である加害意識・被害意識についてであるが、被害を受けているにもかかわらず被害の自覚をできない、また他方で加害者側の加害者意識も希薄化しているのではないかという問題提起から、なぜそのような意識が希薄になるのかという指摘が投げかけられた。これに対しては、時が経つにつれて被害者自身が加害者を責めることをやめるという意識の変化や、加害者組織対被害者組織から個人対個人という図式の変化がより希薄化に拍車をかけているのではという応答に加えて、「公害は加害/被害が明確である」というステレオタイプな認識の打破をしなければならないと提起された。例えば加害企業の中にいる被害者など、単に加害/被害の二項で分類することの出来ない存在の意識や声を拾い上げることは、公害問題に限らず歴史的問題また今日の社会問題を考える上でも重要な視点であろう。

二つめの論点である「食」という問題については、「食品公害」という言葉が認知されず、一人歩きしているような現状において、カネミ油症問題から「食」とはなにか、「食」のもつパブリックな側面をどのように考えていけばよいかという問題提起がなされた。これに対して宇田氏は「食」にも自然環境とは切り離せないという点で環境と同様にある種の「公共性」があり、製造や加工の過程も含めて「食」と考えるべきであると位置づけた。だからこそ性質や対処が本質的に異なるということから「食品公害」は「公害」としてではなく、独自の枠組みとして設定する必要性があると繰り返し述べた。

「食」とはなにかとは単純に結論が導き出せるものではなく、今後も考えていかなければならない問題である。私が本研究会で特に印象に残ったのは『食卓の肖像』でのある証言者の「「健康に良い」という言葉への安心感」という一言であった。カネミ油症の原因となった「カネミライスオイル」も当時は「健康に良い」との謳い文句から広く使用されたという。「健康食品」や「サプリメント」などといった言葉が身近にある現代において、われわれは「健康に良い」という言葉を無批判に享受してはいないだろうか。一見安心感を与えるその言葉やそれを謳った食品に潜む危うさについて考えること、一定の距離感やまなざしを持つことの必要性をあらためて感じさせられ

た。

また、「食」が持つ「公共性」について、討論では、「食」は環境と同様にわれわれの生活から切り離すことのできないパブリックな側面を持つという意味で「公共性」があるとの議論がなされた。しかし、「食」には今後パブリックな側面としての「公共性」に加えて、「開かれている」という意味での「公共性」も問われるべきだろう。「食」がどのような過程で製造、加工され市場に出回っているのか、どのような成分や添加物を使用しているのかといった情報が誰にでも開かれた状態にあること、これも「食」が持つべき一種の「公共性」であると考える。放射能汚染やTPPなど、「食」という問題がより一層喫緊の課題となりつつある現在において、カネミ油症事件が提供する示唆は多い。その点において本研究会のテーマは非常に印象深く有意義なものであった。

同時代史学会・第36回研究会

院生・若手 自由論題報告会

(2014年7月12日立教大学池袋キャンパス本館1号館2階 1203教室) 〈報告要旨〉

戦前期の対米観光政策とアメリカからみた日本観光地のイメージ

山本 桂(東京大学)

1930年、日本政府が鉄道省に国際観光局を設置し外客誘致に取り組んだその年、米国雑誌記者団招待事業が実施された。この事業は米国に向けて日本の観光について宣伝・普及することが目的であった。報告者は、訪日した記者らが観光地日本にむけるまなざしについて、『アトランティック・マンスリー』編集長エレリー・セジウィックの記事を事例に考察した。

米国雑誌記者団招待事業の実施主体である対米宣伝共同広告委員会は、アメリカの旅行者を日本へ誘致するために発足した官民合同の組織であった。日本政府はアメリカを有力な誘致先として早くから注目していた。対米観光政策は外貨獲得や親善をはかることが大きな目的ではあったが、同時に日本を古い伝統を保持しながら近代化の進んだ国であることを提示しようとするものであった。

米国雑誌記者団招待事業は、18名の米雑誌記者を招待し2か月間にわたって日本の国内と東アジア諸地域を旅行させるものであった。日本を近代化の進んだ国として提示しようとした日本政府に対し、実際に日本旅行を体験したエレリー・セジウィックはどのような記述をしたのか。本報告では、政策側の意図との対比からセジウィックの記事の特徴について論じた。

1858年に徳川幕府はアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスと修好通商条約を締結し、この条約に基づいて神奈川、長崎、函館、兵庫、大阪、新潟、東京に外国人居留地を設定した。居留地の外国人の移動は在留外国人遊歩規定において制限されていたものの、国内を旅行する外国人はこのころから少しずつ増加した。1893年には外国人への接遇や旅行を斡旋する機関として喜賓会が設立された。20世紀に入ると、国内の交通網が整備され外国人旅行者へのサービスの需要が更に増加した。1912年、喜賓会と鉄道院、関係業界が中心となり宣伝、接遇、斡旋を行う機関としてジャパン・ツーリスト・ビューローが設立された。1916年には国の政策レベルで外客誘致事業が検討されるようになるが、本格的に議論されたのは1927年の経済審議会であり、ここで1930年4月に鉄道省内に国際観光局を設置することが決定し、政府として国際観光政策に取り組むことになった。

20世紀初めのアメリカは観光が広まった時期であった。アメリカの歴史学者ダニエル・ブーアスティンが指摘した通り、アメリカでは交通網の発達に伴い19世紀半ば頃から旅行は「冒険」という意味の travel から「観光=sight-seeing」として変化した。20世紀に入ると、アメリカン・エクスプレス社のヨーロッパ旅行をはじめとしたパッケージツアーが登場し、国内旅行だけでなく国外旅行も盛んになった。それに伴い旅行をする層が上流階級から中流階級まで広がった。鉄道官僚であった高久甚之助は1927年にアメリカへ赴き対米観光政策の重要性を認識したという事を、雑誌『ツーリスト』(1928年4月号)で次のように述べている。「欧州より米国に入りて第一に感じたことは米国人の間に海外旅行熱の盛んなことである。」当初は国外旅行といえばヨーロッパが中心だったアメリカも、20世紀に入ると日本の神社仏閣などの伝統と近代化された都市部の様子が雑誌を通じて紹介されるようになったことから、日本への訪問者が増加していった。訪日外国人数はアメリカ人は中国人に次いで2番目に多く、1910年に3,870人だった米国人訪日数は1929年には8,527人と2倍以上の数となった(観光事業研究会編『日本観光総覧』1962年)。このような状況も対米宣伝に力を入れる一因となったのである。

ジャパン・ツーリスト・ビューローの幹事となった高久が中心となり、1928年にはジャパン・ツーリスト・ビューロー・ニューヨーク事務所が開設された。この時期は外客誘致事業が政府に提案された時期であったが、正式決定に先駆けて1929年にニューヨーク事務所内に対米共同広告委員会を創設し、米国内での宣伝活動を開始した。日本交通公社編『日本交通公社五十年史』(1962年)によると、1929年のニューヨーク事務所での対米宣伝は「鉄道省及びビューローの提唱で政府が海外宣伝費を支出するまでの暫定的措置」とある。国際観光局発足前からアメリカでの宣伝活動は始まっていたのである。このように日本の経済政策の一環であった対米観光政策は、アメリ

カの旅行需要や訪日者数などを背景に取り組んだものであった。

米国雑誌記者団招待事業は米国の雑誌記者及びその家族計18名を招待し、3月29日にサンフランシスコを出港、4月13日横浜港に到着。鎌倉、東京、日光、熱海、静岡、三重、京都、奈良、大阪、兵庫、広島、長崎、大分と、朝鮮半島、満州、上海など東アジア諸都市を2か月に渡って案内したものであった。移動の船や汽車は一等車、滞在先についても帝国ホテル、横浜グランドホテル、金谷ホテル、京都都ホテルといった一流のホテルでもてなすことで、関東大震災後の復興と近代国家日本を提示し快適な日本旅行を印象付けようとしたものであった。また、近代化の提示によって欧米における日本人の野蛮なイメージや、アメリカにおける排日感情を払拭するという意図もあった。初代国際観光局長新井堯爾は、著書『観光の日本と将来』(1931年)の中で、外国人が日本を旅行してホテルに宿泊したり鉄道に乗ったりすれば、「日本はハラキリ人種で好戦國民」だという考えがなくなる筈だと述べており、近代化の提示の重要性をうかがわせている。

以上を背景に、報告者は来日記者『アトランティック・マンスリー』編集長エレリー・セジウィックの記事"Made in Japan"(『アトランティック・マンスリー』1930年10月掲載)を取り上げ、日本の観光政策との対比からセジウィックが記述する日本のイメージの特徴を考察した。

セジウィックの記述の特徴は自然、神社仏閣を中心としたの日本の伝統が賞賛されているという点である。特に京都については「[日本帝国の] 心臓」と述べており、「數日、數ケ月或いは数年滞在しやうとも、その輝かしい歴史を半分も知ることが出來ない」と記している。その一方で、日本の近代化に関する記述量は少ない点も注目すべき特徴である。

南禅寺の記述から:自然・静寂・神聖さの強調

ホテルを出ると河岸を通る。下には躑躅が咲き亂れて、頭上に三百年の昔から 蔽ふが如く茂れる松が續いてゐる、やがて十分も經つた頃南禪寺に出る。門を 潜れば是れ閑寂境である。(Sedgwick, Ellery. "Made in Japan." *The Atlantic Monthly.* (October 1930): 458. 訳は、ジャパン・ツーリスト・ビューロー「めいど・いん・じゃぱん」 『ツーリスト』 (125)1931 年 1 月, p.75.より)

この記述の特徴は自然美や風景美、静けさ、神聖さについての描写が多いという点である。色彩豊かな躑躅の花、松が生い茂るという自然の描写に加え、「門を潜れば閑寂境」とあるように、敷地内は静寂で特別な空間であると記されている。南禅寺が通りとは異なる静寂で神聖な空間であると印象付けている。

桃山御陵の記述から:近代的側面を原始的なものとして一体化

さて密林に蔽われた嶮はしい小山の正面に來ると、山腹に直立したかに見ゆる、 巾廣な高い、二百段からの石段を登る。建築上の手摺や庭園風の花壇などがあ るではなく、石段の兩側はたゞ是れ神様の御意に依り整然と生茂った密林ある のみである。登りつめると眼前に展開するものは灰色の礫を一面に敷きつめた 廣場で誠に莊嚴なる景觀である ("Made in Japan," p.459. 訳「めいど・いん・ じゃぱん」,p.76.)

密林に囲まれた巨大な敷地にある明治天皇の御陵地にある 200 段の石段という近代 建築が、装飾のない周囲の広大な自然に取り込まれて荘厳な景観の一部となっている 様子が描かれている。近代的な側面が周囲の自然と一体化することで、日本の魅力は 「近代化」よりも自然の景観にみられる原始的な側面であると印象付けられている。 セジウィックは記事の最後を日本の伝統と近代化に触れながら締めくくっている。

「日本の組成たるや何たる兩極端の取合わせであらう!櫻に軍艦、屏風に鐡道、掛物にモダン新聞だ。ニッポン、是れ扇と工場の國である。世態習慣に於いて女性であり、勇氣と力に於いて男性である。傲慢なること魔王(ルシファー)の如くなるも、心は苦しい危惧で一ぱいである。日本の眼前には西洋と東洋の兩道がある。日本は小首をかしげてゐる、そして徐ろに傾ける日没へと顔を轉ずるのである。("Made in Japan," p.463. 訳「めいど・いん・じゃぱん」p.86.)

櫻に軍艦、屏風に鉄道と当時の日本が古い伝統と新しい文化を取り入れている点が記されている。「ルシファーの如くなるも心は苦しい」とあるように神に反逆して天使から悪魔となったルシファーを示しているのは、古い伝統を捨てて近代化を進めることを苦悩しているのではと表しているようである。しかし、日本は首をかしげながらも日没に顔を轉ずる様子は、日本がじっくりと考えながら日没側つまり西洋へ向かおうとしている様子を表しているのだともとれるし、もはや rising sun つまり日出国はではなくなったというセジウィックの憂いとも解釈できる。

米国雑誌記者招待事業を通じて日本政府は、日本を古い伝統を保持しながらも近代 化した国である点を提示しようとしたが、セジウィックは独自の目線で日本の旅行を 体験した。

セジウィックが日本の近代的な側面よりも、神社仏閣の神聖さや日本の自然風景を描写している点は、当時のアメリカ読者のニーズとも一致したであろうと推測できる。明らかに、日本側とセジウィックとの間に隔たりがあったものと言える。更に、セジウィックは日本が古さと新しさを保持している点に触れているが、必ずしもそれを歓迎する書き方をしていない。以上のことから、セジウィックから伝えられる日本の観

光地の魅力は伝統であり、日本側が提示しようとした近代的な側面は記述も歓迎もされないままであった。

このようにセジウィックの観光の言説を分析することで、日本の観光地の魅力を伝統的な側面から描きだしていくアメリカの文化的特徴が把握できる。セジウィックの 事例は、戦前期のアメリカ文化の一面が把握できるものといえよう。

「戦後」たちの間隙:1975年の昭和天皇訪米についての一つの考察 黒岩漠(一橋大)

本報告は、「戦後史」という枠組において問われるべき問い、託されるべき視座のいくらかを、ある年、ある出来事をめぐる考察を通して思索、探究し、提示することを試みたものである。そのある年とは、一九七五年、「戦後三十年」として記念された年であり、ある出来事とは、昭和天皇のアメリカ合衆国訪問という国家的イベントである。「戦後三十年」という区切りの年―― またそれは日本にとっては「昭和五十年」であり、アメリカにとっては「建国二百周年」の記念が開始される年であった――、そこで日米両政府によって企画されたイベントの周辺には、何か、「戦後」として空々しくも、確かに支配的な言説空間の「典型」が表現されているように思われるのだ。本報告の主旨は概ね以下のとおりである。

一九七五年の天皇訪米は、アジア諸国やその他の国々を除いた「日本」と「アメリカ」という二つの国家間だけの水入らずの時間を演出してみせるものであった。そこからは天皇が三十年前の「敵国」アメリカの諸都市を、アメリカ的文化の目印を巡礼してまわり、一方アメリカがその三十年前の「敵国元首」を寛容に受け入れ、慎んで「歓迎」する姿が浮かびあがってくる。そこで声高に紡がれた物語の筋書は、「戦後三十年目」における両国の「和解」と「友好」であり、秘かに演じられた演目の主題は、二つの国家において記憶されるべきことの、つまりは忘却されるべきことの選別であった。また、アメリカから帰国して後に開かれた天皇の直接会見における言葉一アメリカに対する謝罪の意図を問われて述べた「文学方面はあまり研究もしていないので、よくわかりませんから」という返答と、原爆についての「やむを得ないことと私は思っています」という発言は、今でもいくらか知られている。これを前にした多くの人びとの黙々とした「静けさ」と、訪米時の嬉々とした声高な「和解」や「友好」の語りとのコントラスト――報告者は、ここに、一つの「戦後」として、他の諸々の小さな「戦後」たちに覆いかぶさる言説空間の結晶物を見出した。以上が、本報告が述べたことの片面を成している。

このような空間に対しては、当時の多くの知識人たちの天皇制や国家政策の批判的 分析すらも、必ずしも対抗的な力を持つものとはならない。むしろ、その言説空間に 対して真に対抗的な力を有するものは、天皇訪米というイベントそれ自体を契機として現出していたもののなかにあった、と本報告は主張する。それは、「齟齬」の形象群である。本報告のもう片面はこれを注視することに割き、具体的には次の三つの事物、場面を取り上げた。以下にそれらを要約的に紹介しておこう。

- ① 天皇訪米を前にしたロサンゼルスの日系アメリカ人新聞に表れた「齟齬」―― そこでは、日本語面と英語面の両面を持つある日の新聞の、日本語面においては三十年前の「終戦」と天皇の「聖断」が、英語面においては「開戦」と天皇の「責任」が裏表で語られている。この二つの面は互いに交りあうことのないままに並置され、特定の日付とともに残されている。
- ② 山本七平が『日本人とアメリカ人』(当時『週刊朝日』に連載され、後に単行本化; [祥伝社、二〇〇五年])で描写した友人との会話における「齟齬」―― その友人は、アメリカ人は天皇訪米を歓迎するだろう、なぜならアメリカ人が憎むのはヒロヒトではなくてトウジョーだから、という旨のことを彼に述べる。山本は、訪米を前にして日本社会が「東条英機」を想起していないことを自覚し、疑問を抱く。友人が言葉を続ける、アメリカ人が憎む名はトウジョーだが、日本人が憎むアメリカ人の名は誰か、ローズヴェルトか、と。山本はこの質問に唖然とする。そして、戸惑いながらも次のように答える。「ローズヴェルトを憎んでいる日本人はいない、しかし天皇ヒロヒトを憎んでいる日本人はいるだろう。」そうして今度は、友人の方が大きな驚愕を示すのであった。
- ③ ハワイの日系一世たちと渡米日本人たちの間の「齟齬」 ―― ハワイの一世たちは、天皇を「奉迎」するために熱烈に準備をすすめていた。天皇に「会う」のではなく、天皇を「拝む」のだということを公言して憚らない老人たちは、この天皇訪米という機会に自らの苦難の生に対する報いを求めていたのだ。しかし、一方の訪米随行記者たちは、そのような一世たちの使うアナクロニックな「日本語」や「感涙に咽び泣く」とでもいった態度に驚きを示し、また日本領事館は、アメリカ社会にいらぬ誤解を与えると迷惑がり、ついには「万歳禁止令」を出すまでに至る。一世たちは、自らの願望を天皇の存在に仮託しようと身を起こしたその瞬間、まさにその姿勢のために「母国」から拒否され、押さえつけられるのであった。さて、これらの形象は、あらゆる点で互いに相違ある質を帯びているが、しかし確かに人びとの間に現われ出る「齟齬」のあり方を示している。それらは、この年の政治劇でうたわれた「和解」や「友好」に対置され得るだけではない。「齟齬」は、それが具体として現出する限りにおいて、一つの他者への気付きの形式であり、したがってそこに語り合う関係、さらには「対話」と言い得る関係を生じさせる可能性を持った、いわば「対話」の可能態なのである。だからこそ、

ここに示した小さな「齟齬」の形象群は、「戦後三十年」の国家的記念のイベントを下支えする巨大な「戦後」に対抗できる、また異なる「戦後」の形象なのだ、と本報告は結論をまとめた。

以上が報告の主な内容だ。続けて取られた質疑応答の時間は、報告者にとって大変 有意義な時間であった。以下では、残りの紙幅を考慮して、報告者に向けられた質疑 のなかで主だったものを二つほどに限って取り上げ、あらためて応答することにする。

本報告は、上記の三つの「齟齬」がそれぞれの文脈――日本社会の、アメリカ社会の、日系一世の、日系二世の、山本七平の、その友人の・・・といった――のもとで、いかなる要因で生じたかの追求、つまり、一つひとつの「齟齬」の原因の追究を「保留」した。そして、そういった事物・事象を何らかの名辞を冠されたそれぞれ文脈に固定するような追求に代えて、天皇訪米において語られた「和解」や「友好」といった言説、そしてそれと支え合う「沈黙」という形象との対抗的な関係を強調したのである。その結果、次のような疑問が報告者に投げかけられることになる。つまり、やはり個々の「齟齬」の原因を、個々の文脈に則って追求するべきではないのか、その一つひとつを個別の論考として提出するべきなのではないか、と。――もちろん、そのような個別論考があってもみてもよいとは思う。

さてしかし、そういった探究しかあり得ないのではないかと問われるならば、報告 者は、否、と答えるだろう。そのとき、どのようなことが念頭にあるのかを二つほど 述べておきたいと思う。それは第一に、「齟齬」を問題にするにあたって、その問題 の仕方、問い方は、必ずしも「齟齬」という事態を生じせしめた原因の追究へと向か うわけでもなければ、それが何よりも重要な問いであるというわけでもない、という 点にある。そうではなく、本報告が優先すべきと判断して問うたことは、「齟齬」が その先にどのような展開可能性を持つかということ、つまりは「齟齬」それ自体の持 つ可能性であったのだ。そして第二に、歴史的思考とは切っても切り離せない「変化」 の観念が、知らぬまに主体の一貫性を裏書してしまうという問題と、その主体に何ら かの名辞が実定的なものとして付与されるという問題、その複合体をどのように打ち 破れるかという点が報告者の念頭にあった。歴史学においては、この複合体によって 連続体として時間が観念され、実践されるのであるが、そういった時間のあり方に従 う思考を停止させる瞬間にこそ、それとは異なる「歴史」の視野がようやく見出せる のではないかという思いが、報告者の問いの方向を決定づけたのである。こうして、 具体としての ―― たとえば比較によって確認される二者間のズレといったものでは なく、目の前に現前するものとしての ――「齟齬」は他者への気付きの一つの形式で あるというとき、他者とは「日本人」や「アメリカ人」といった名辞をすり抜けて現 れるのであり、「齟齬」の形象は対話の可能態であるというとき、対話のなかでヒト

は何らかの名辞主体ではなく「あるがままの者」へとなるのだ、という見取りに本報告は位置取ったのである(この点に関しては、たとえば M・バフチン [桑野隆訳] 『ドストエフスキーの創作の問題』 [平凡社ライブラリー、二〇一三年] を参照)。このような「齟齬」の特質を「戦後」の問題として引き出し、提示するところに本報告の目的をおいたのだ。だとすれば、「齟齬」の形象を何らかの名辞のもとにある時代や社会といった文脈のもとで提示し、そういったものとして説明することは本報告の視座のもとでは蛇足であろうし、またそうした説明は別の機会に試みられるべき主題であろう。こうして、「戦後」たちの間における語り合いや対話といったものの「困難」と、そしてそこから「戦後」たちの語り合いや対話があらたに始まらんとしている可能性、その交点としての「齟齬」の形象を、「戦後三十年」の国家的イベントの紡ぐ物語に対抗的なものとして提示する方向で、結論をまとめたのである。

質疑の最後に、次のような指摘が出た。一九七五年の天皇訪米は、帰国後の記者会 見における天皇の発言によって、日本社会の人びとに天皇の戦争責任を問う契機を与 えたものとして位置づけられるのではないかというものである。これについて、報告 者の考えていることを示してこの報告要旨を締めたい。この指摘に報告者は概ね同意 するものの、記者会見での天皇の発言が 「大衆 | 的な反発の機運を高めたかというと、 そこまでは言えないと思っている。やはり、茨木のり子の詠ったように「四海波静か にて」と言うべきだろう(「四海波静」『茨木のり子集 言の葉2』 [ちくま文庫、二 ○一○年〕収録)。とはいえ、一九七○年代に天皇の戦争責任を問う動きが台頭した のも確かだ。D・バーガミニの『天皇の陰謀』(一九七一年)、井上清の『天皇の戦争 責任』(一九七五年)などといった著作の出版は、注目すべき出来事であろう。しか しまた、それを日本社会だけの問題として捉えると、問うべき問いを取り逃がしてし まうことになるかもしれない。七○年代には西ドイツでも、以前まではほとんど禁忌 と言えるほどに触れられることのなかったナチスの問題が顔を出し始めたことが想起 されるべきだろうし、アメリカ社会や日系アメリカ人社会においても戦争の語られ方 が移り変わり始めた時期であるように思う。「戦後史」は、そういった過渡期として のこの時期に目を凝らしながら、問うべき問いを練り上げねばならないのではないだ ろうか。

フランスから見たイノベーションの国としての日本のイメージ -1960年代から1990年代にかけて-

マナン・マルゴ (ソルボンヌ大)

フランス人は時として日本にかかわる全ての事実を捻じ曲げてしまう事がある。フランスから日本までは長い距離があり、そのため「日本人はどんな人で、日本はどん

な景色があるのか」とイメージする。そのイメージが膨れ上がり事実とすり替わったり、思い込みをしてしまうことがある。例えば、日本は高度成長の時までフランス人から芸者や侍などの国として見られていた。しかし、今の日本のイメージは全然違う。日本は現在主にイノベーションとロボット工学の国だ。しかし、1960年代のフランス人には、そんな技術力を持っている国としての日本のイメージは明らかな事ではなかった。実は、ヨーロッパはその時に日本よりも技術力を持っていると考えていた。だから、日本は第三の経済大国になってきた時にフランス人は皆驚いた。

つまり、この修士論文の課題とは、日本のイメージがどのように芸術の国から、イノベーションの国へと変わってきたのかということだ。高度成長の間は、日本は奇跡のよう発展し、第三の大国になったので、フランス人には日本を「未来の象徴」と示した。そして、1973年のオイルショックから、フランスは景気後退の期間に入ったため、日本の経営を模範にした。ついに、日本は1980年代からロボット工学のナンバーワンになっていったため、フランス人からは芸術の国としてではなく、イノベーションの国として見られてきた。

第一章:1968-1973:不可解な「日本経済の奇跡」

① 1960 年代の背景

日本は現在、主にイノベーションとロボット工学の国としての特徴をもっている。しかし、1960年代のフランス人には、そんな技術力を持っている国として日本をイメージすることは自明のことではなかった。日本は高度成長期までフランス人から芸者や侍などの国として見られていた。だから、高度成長期に、日本が奇跡のような発展をとげ、日本は第三の経済大国になった時に、フランス人は皆驚いた。実際、当時にフランスはまだ自分の革新・技術力に自信を持っているため、「恐れ」より、むしろ「驚き」がこの時期を代表するものだと思われる。その現象の背景としては1945年から1973年までの「Trente Glorieuses」と呼ばれるフランスの高度成長が挙げられる。

② 高度成長期の日本=「未来の特徴」、それとも「西洋の弟子」?
フランスの新聞記事の中では、「日本の秘密」や「日本の経済奇跡」などという見出しが多く出回った。それに、フランス人は日本を「未来の象徴」と示した。
しかし、当時、ヨーロッパは自分が日本よりも技術力を持っていると考えていたため、「日本=西洋の弟子」というイメージがまだ強いといえる。

③ 例:大阪万博の幻覚

大阪万博は鎖国が終わってからちょうど100年がたったときに行ったため、 強い 象徴として考えられる。フランスでは、万博の目的は日本の技術力を展示することだ という。アメリカとヨーロッパと同じように、日本は西洋の技術を利用できるように なったのを見せたいと思われていた。

例えば、フランスの雑誌の中で「大阪万博を見てみると分かるように、日本にはもう西洋の援助が要らない」という文書がよく見られる。ただ、日本の事を詳しく知るようになるというインパクトよりも、むしろ大阪万博は今まで流行っていたステレオタイプ的な理解を強くした。実際、日本はまだ西洋の弟子として見られていると考えられる。特に、フランスのエリートにとっては、日本が経済・技術の大国になってきた理由は西洋の技術の援助のおかげだという。例えば、フランスからの「技術的な援助」がよく強調されている。その結果、万国博覧会として、大阪万博は未来に向かっているのに、フランス人の一部は過去に向かってばかりいる。

それに、大阪万博に対し、「日本は人類の福祉ではなく、経済成長に夢中している」というフランス人の批評は多かったといえる。大阪万博に対してよく使っていた言葉として「みにくい・遊園地・娯楽・悪夢」などが挙げられる。その結果、〔大阪万博の幻覚〕という見出しが多く出回った。〔大阪万博の幻覚〕というのは、大阪万博が高度成長期の問題(公害・暴力・同調)を隠しているということである。

従って、フランスでは、大阪万博はよくマーケティング的な博覧会として見られて おり、遊園地・サイエンス・フィクション的な博覧会として受け入れってしまった。





第二章:1973-1985:経営モデルよりも、かりそめなジャパンフィバー?

① オイルショックの背景

オイルショックの時期までフランス人にとっては日本がエキゾチックな国として見られていたため、日仏関係はあまり深くないといえる。だが、1973年のオイルショックから、景気後退の期間に入ったフランスは、繁栄し続けているようにみえた日本への関心が高まった。その上、フランスは日本型経営を模範にした:日本経営モデル (仏: «le modèle japonais ») は1973年から1985年まで流行している。

② 社会党の政治家から経営者まで、大規模の日本への関心

・政治家

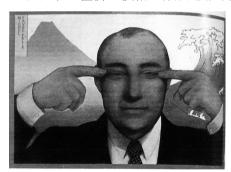
代表的な実例として、初めての日本へのフランス大統領の訪問が挙げられる。 1982年にフランソワ・ミッテラン大統領が来日した上、政府の代表も来日した (1984年7月に産業・研究大臣ローラン・ファビウス、1984年10月に対外貿易大臣エディット・クレッソン、1985年4月にエネルギーの閣外大臣マルタン・マルヴィ、など)。

1960年代に反して、フランス社会党の政治家やテクノクラートなどの一部は日本に関心を持つことになった。説明としては、ミッテランの下で、産業と研究を優先にすることが挙げられる。

・経営者

経営者の代表団はこの時期の代表的な現象だといえる。CNPF(フランス経営者全国評議会—日本の経団連に当たる—)は1979年に初めての日本への経営者代表団を担当した。この経営者代表団のリポートのタイトル(«Quinze Français cherchent une explication aux performances japonaises »「15人のフランス人が日本の経済成功の説明を探している」)と結論(«Conclusions pour l'action»「日本の影響を受けて具合的にできること」)がこの時期を代表するものだと思われる。この経営者代表団の特点は、日本の革新の勉強ではなく、労働者の経営に集中するといことである。

つまり、この時期は初めて、日本の文化を分かりたいという気持ちがあり、日本が 革新・技術力を持っている国として認められているが、日本のアイデンティティに基 つく文化主義のアプローチがまだ多いと指摘できる。実際、日本のアイデンティティ から日本の経済・技術の成功を説明するは単純な考え方であるといえる。



③ 例:フランスでの日本型経営モデルの実例 (Lesieur・ルシューア・の場合) 1970年代~1980年代にかけてフランスにおける適用例は結構多かったと指摘できる。

例えば、フランスでの最初の広い日本風の労務管理の事例は Lesieur という農産物加工業の会社である。1976年に Lesieur は不況にあって、労働者にやる気を出させるために、基本的に日本でのみ行われるキューシーサークルのような自発的に小グ

ループを導入した。その改善は CNPF の経営者代表団に参加してランスに戻って来た Lesieur の人事部長 Archier さんが行った。

第三章: 1985 - 1993: イノベーションの国としての日本のイメージ: ついに現実化まで?

① 1980年代の背景

1986年がターニングポイントだといえる。1986年には、日本と欧州の貿易不均衡が深刻な問題になってきた上で、調印されたプラザ合意のため日本が急に財政的な大国として見られてきた。フランスの主な週刊誌でプラザ合意を背景にした論争的な第一面がみられた。例えば、1986年・1987年の第一面の見出しや当時の出版された論文などを見てみると分かるように、「日本が西洋をだます」、「日本が西洋の技術を模写する」や「日本が人間の福祉を忘れ、経済成長に夢中してしまう」という、高度成長期に挙げられた古いイメージがくり返された。





② 「日本嫌い」 と 「日本好き」 とい分け方

結果として、フランス人の中では、「日本好き」と「日本嫌い」という日本理解に関する二分法が現れた。これは1980年代の半ばの代表的な現象だといえる。

③ 例:「日本は人間型のロボットの国ですか、あるいはロボット型の人間の国ですか?」

日本のロボット工学に対してのフランス人のこれらの反応は、この時期を代表する ものだと思われる。ただ、「ロボット」というものはどんなものだろうか。Timothy N.Hornyak¹が著書の中で「ロボットとは機械が人間のようにふるまうか、人間が機械

¹ Timothy N.Hornyak, Loving the Machine, The Art and Science of Japanese Robots, Tokyo / New York / London, Kodansha International, 2006, p. 21.

のようにふるまう」と主張しているように、ロボットというものは基本的に二つの意味があるということである。そのため、ロボットとは技術的なのものだけではなく、 社会的なものであると思われる。

・ 日本嫌い派:

日本嫌い派にとっては、ロボット生産国という日本はよく「人間性を失った社会」として見られている。日本嫌い派にとっては、日本のサラリーマンや中学生などが着た制服は日本社会のロボット化を理解するための第一のヒントとなる。「日本人は人間よりも低くて、ヒューマノイドとして思われている」という日本人の非人間化がよく論じられている。

・日本好き派:

日本好き派にとっては、ロボットのおかけで、 人間が危険・汚い・きつい仕事をする必要もない理想な社会が可能となったと考える。人間を助けるテクノロジーとして、アシモのようなアンドロイドロボットの良い影響のおかげで、1990 年にかけて日本のロボットがフランスから高く見られるようになった。日本嫌い派に人間性を失ったと言われていた日本は、これからアンドロイドロボットのおかげで人間の福祉のため頑張っていることが明らかなことになる。日本が平成バブルに入ると同時に、日本のイメージの一新がおこる。

つまり、様々な心理的やイデオロギー的なブロッキングのため、1990年代に入ってついに日本が大勢としてフランスからイノベーションの国として見られるようになったといえる。

編集後記

ワシントンポスト紙の編集主幹を長らく務めたベン・ブラッドリー氏が、去る10月2 1日亡くなった。政府当局の名指しの批判を受け、厚い壁に阻まれながらも、ウォーター ゲート事件を追求する自社の記者を支え続けた編集主幹である。死亡記事や追悼文を読ん でいるうちに、ふと同事件を題材とした映画「大統領の陰謀」を観たくなり、DVDを借り 出した。

以前この映画を観たのは、高校生の時であったように思う。映画自体が描きだしたのは、 事件を報道する経緯と、それに立ち向かうワシントンポスト紙と記者の活躍が、ニクソン 大統領再選まで詳細に描かれていた。その一方で、辞任に追い込むプロセスは、映画の最 後の部分で説明されただけで、何か中途半端な印象を持っていた。

しかし、今回観た感想は、映画の主題は事件そのものではなく、ジャーナリズムのあり 方を問うているのではないか、と思えるようになった。とくに、報道の過程で、思い込み によって誤報をしてしまう若い記者。その誤報に真摯に対応する一方で、毅然と真実を追 究し続ける若い記者や編集主幹の姿は、この映画のハイライトであった。

誤報によって、全てが誤りであると新聞社を攻撃する政府関係者。その圧力に抗しなが ら、真実の追究するジャーナリズム。映画を観た後、単に彼我の違いを思い起こしただけ ではない。この様なジャーナリズムがなければ、民主主義は存続しない。40年ほど以前 の映画であったが、極めて現在的な内容であった。 (岡本)

同時代史学会 News Letter 第25号

発行日 2014 年 11 月 10 日

同時代史学会

連絡先: 〒157-8511 川崎市多摩区東三田 2-1-1

専修大学経済学部 永江雅和研究室

TEL/Fax 044-911-0564 nagae@seijo.ac.jp